



その1) 役所から届く文書の意味が分からない

いろいろなケースがあるだろうが

神対応をしたい そんな給与担当者必見



毎年、8月になると、市民税の特別徴収をされている方の一部に対して、こんな通知が届きます。

『さて、当市では扶養親族の確認調査を行っておりますが、あなたが扶養親族として申告されたご家族の中に、確認をとることができない方がいらっしやいました。  
 ついては、昨年中の扶養親族の住民登録地を確認したいので、お忙しいところ恐縮ですが、以下の照会事項にご記入の上、..までに返送くださるようお願いいたします。』

(その1) 最初に思うことは、扶養親族にならないのでは？

上記の通知をもらった納税者は、まず、お勤め先の会社の経理担当に聞かれます。  
 これ、どうしてきたの？どう書けばいいの？

経理担当者は、この回答を咀嚼しないで回答してはと考えて、税理士事務所に聞いてこられます。(これどうしてきたの？失敗しない書き方は？)

税理士事務所が、経理担当者に適切な指導(ここでは『神対応』といいます)できれば、納税者も経理担当者も安心できます。

1 神対応(通知の理由)

この通知をもらうと、扶養親族にならない人を扶養にしたのではと思うのが当然です。

まずは、どうしてこの通知が送られたかを説明します。

市役所が知りたいのは、扶養親族とした人の住所が分からないのです。

納税者が、昨年末の年末調整状況を市役所に連絡する、給与支払報告書には、住所が異なる扶養親族の住所地を記入する欄がありません。

このシステム上の理由を先に断った照会とすれば、『疑われた感』は少なくなりますね。

ちなみに、税務署に所得税の確定申告書は、別居扶養親族の住所地欄があります。

この記載もれの方にも、今回と同様な照会があるかもしれませんね。

扶養親族は、同一世帯以外(別居)でも生計を一にしていれば、扶養親族に該当します。  
 ただし扶養親族にした者の昨年度所得が38万円を超えればできません。

## 回答内容は次のとおり

未確認の扶養親族記入欄 ○人について 内訳

配偶者 人、特定(19~23歳) 人、老人 人、その他 人、年少16歳未満 人

氏名 生年月日 続柄 居住 障害等級 平成28年1月1日現在の住民票登録地

### 2 神対応(未確認パーツで回答をします)

(単純に回答してよい未確認パーツ)

未確認者が、**配偶者控除**並びに、**特定扶養親族**の場合には、その者の**住民票登録地**を**回答**すれば良いでしょう。

住民票登録地へ課税照会が行われた結果、パート収入が昨年中に103万円を超えていることが確認されれば、扶養親族とできないため、後日、扶養是正の連絡があります。

(照会時点で疑われているかもの未確認パーツ)

住民税所得控除の中に『**同居老親等**』並びに『**同居特別障害者**』と同居が条件のものがあります。

もうお分かりでしょうが、住民票が別の場合に、はたして同居しているの？

市役所の照会文書では、同居か否かの記述がないですが、年末調整の際に

同居〇〇としていないか、今一度ご確認ください。

(確認方法は、源泉徴収票か、年末調整資料からできます。)

(疑い確定の場合の神対応)

仮に同居老親と記入された納税者への神対応はこうです。

世の中に住民票と現住所が違うケースは、存在します。この場合には、

単に住民票が違うからとあきらめないで、その旨を回答前に市役所に

電話をしてから、同居欄に丸表示して回答してはと指導が神対応ですね。



万代つばさグループ代表  
発行者 八百板 誠

( 税理士法人 万代つばさ 代表社員税理士 )  
( 八百板誠行政書士事務所 )

事務所 : 新潟市中央区下大川前通7ノ町2230番地 (8階建の1階奥です)

025(228)4697

編集者より 記事は独自の調査分析により書き上げております。

明示、黙示にかかわらず、発行者(当事務所)がこれを保証するものではありません。